

農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法46の3①、68の32①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
機械等の区分	1	旧46条の3第1項()号 旧68条の32第1項()号	旧46条の3第1項()号 旧68条の32第1項()号	旧46条の3第1項()号 旧68条の32第1項()号
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	3	()	()	()
対象資産の名称	4			
対象資産の用途	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{20}{100}$	$\frac{20}{100}$	$\frac{20}{100}$
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
農業経営改善計画の 認定年月日	13	平・	面積等	
			計画認定時面積等 ①	拡大面積等 ②
(旧第一号)② 農用地拡大割合①	14	%		
(旧第二号)② 栽培面積拡大割合①	15			
(旧第三号)② 施設面積拡大割合①	16			
(旧第四号)② 施設面積等拡大割合①	17			
その他参考となる事項	18			

特別償却の付表（二十二） 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（二十二）の記載の仕方

- 1 この付表（二十二）は、青色申告法人が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第46条の3第1項《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の32第1項《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 3 「機械等の区分1」は、平成19年旧措置法第46条の3第1項又は第68条の32第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれの該当号を記載してください。
- 4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してくだ

さい。

- 6 「対象資産の用途5」には、「施設園芸用」、「畜産用」、「事務所用」、「工場用」等の用途を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。
ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「農業経営改善計画の認定年月日13」には、農業経営改善計画の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「農用地拡大割合14」から「施設面積等拡大割合17」までの各欄は、平成19年旧措置法第46条の3第1項各号又は第68条の32第1項各号のいずれの規定の適用を受けるかに応じ、農業委員会又は市町村長の証明に係る面積等に基づき、該当する欄を記載します。
また、2以上の農業委員会又は市町村長の証明がある場合には、その合計面積等に基づき記載します。
 - (3) 「その他参考となる事項18」には、対象法人及び対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。